



令和4年4月22日

住宅政策課

令和4年度川口市営住宅使用料納付通知書の誤送付について

市営住宅の管理業務を委託している埼玉県住宅供給公社（以下「公社」）において、納付通知書を誤って送付するという事案が発生しましたので、下記のとおり、お知らせします。

入居者の皆様には、多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことのないよう、再発防止及び個人情報の適正な管理を徹底してまいります。

記

1 誤って送付した書類

令和4年度川口市営住宅使用料納付通知書（氏名・住所・住宅使用料額を記載）

2 事案の経緯

公社が、納付通知書等を封入する作業時に、宛名とは異なる別の入居者の納付通知書の一部を誤って封入し、4月13日（水）に発送した。

誤った納付通知書を受け取った入居者から、4月20日（水）に連絡があり、公社が確認したところ、同様の案件が6件発生していたことが判明した。

3 公社の対応

誤った納付通知書を受け取った入居者を訪問の上、謝罪し、納付通知書の差し替えを行った。今後、再発防止に努めることを説明し、了解を得た。

4 本事案の発生原因と再発防止策

公社職員が単独で作業を行っていたため、誤った封入を確認できなかった。

今後は公社に、複数人での封入物の確認や確認結果のチェックリストへの記入をルール化する作業マニュアルを作成させるとともに、公社が適正に業務を行っているかを定期的に確認していく。